

平成30年度予算編成方針について

苫前町長 森 利 男

I. 経済情勢と国の予算編成の動向について

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては、各種政策の効果もあって、雇用・所得環境の改善が続いているが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると基調判断を行っている。

政府としては、本年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、アベノミクスの取組によって名目GDPは過去最高の水準に達し、雇用も大きく改善していることから、少子高齢化という構造的な問題を克服するための一億総活躍社会の実現に向け、600兆円経済の実現、希望出生率1.8、介護離職ゼロという「新・3本の矢」を引き続き一体的に推進し、「成長と分配の好循環」を創り上げていくと示している。

また、「新しい日本のための優先課題推進枠」として、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった諸課題を克服するために、働き方改革及び人材への投資による生産性向上への取り組みとなる、「人づくり革命」の実現に向けた措置を講じるとしており、平成30年度の国の予算編成にあたっては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」を踏まえ、昨年度と同様に「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

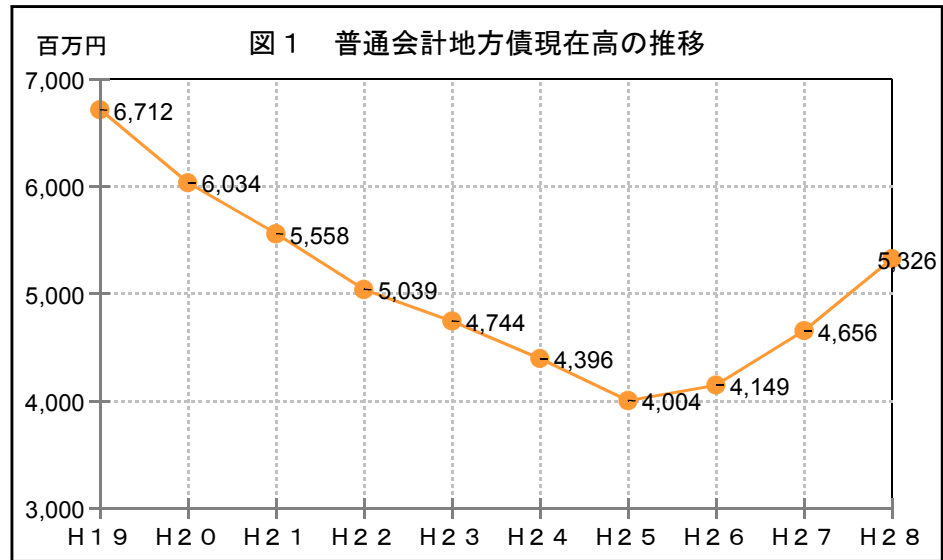
一方、地方行財政等については、地方公共団体の基金や、行政サービス水準の地域格差などの状況を含む、地方単独事業の実態把握と「見える化」などを通じた改革を推進するほか、地方交付税に関しては、地方創生の取組の成果の実現具合などを踏まえた見直しを進め、重点課題対応分に関連する諸施策については、翌年度以降のあり方を検討したうえ、所要の措置を講じることにしている。

II. 本町の財政状況と今後の見通し

本町は、財政健全化プランの終了後も健全な財政運営を堅持しつつ、人口減少対策、産業の振興、健康・医療・福祉の連携、生活・教育環境の整備など、各分野の施策を積極的に推進し、「笑顔が未来に広がる躍動感あふれるまち」の実現に向けた事業展開を

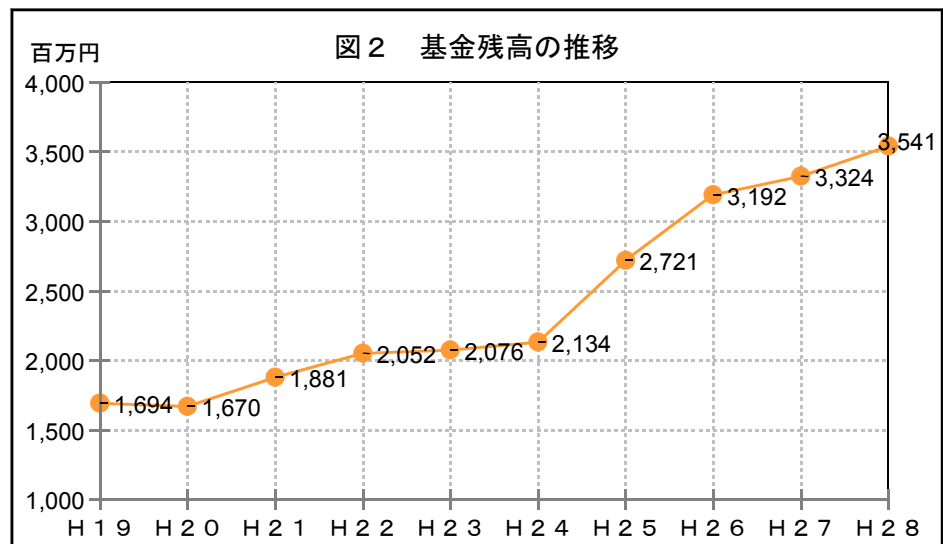
図ってきたところである。

本町の財政状況は、平成28年度一般会計決算では、実質収支が1億49万円の黒字決算となり、引き続き、健全財政を維持しているが、苫前・古丹別両小学校の改築事業をはじめ、苫前保育園新園舎建設、穀類乾燥調製施設の整備など、大型の投資的事業が続いたことに伴い、これまで減少してきた地方債残高（図1参照）・地方債償還額が増加に転じ、平成31年度に償還額のピークを迎えるところである。

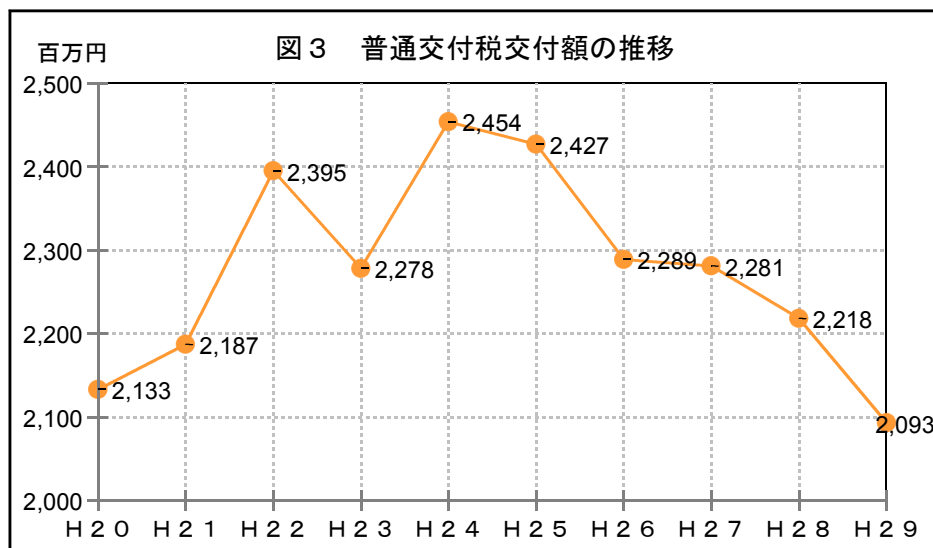


基金残高（図2参照）については、地域主権改革による地方交付税の増額と、財政健全化に向けた経常経費の削減に努め、決算剰余金の積立を行ってきた結果、平成20年度末で16億7,048万円だった現在高が、平成28年度末では35億4,099万円まで増加したところである。

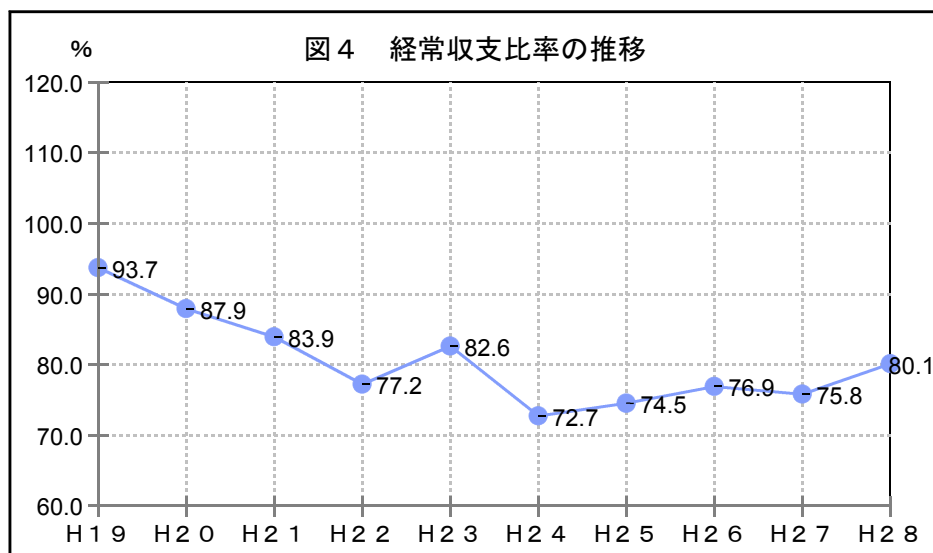
しかし、平成29年度一般会計当初予算においては、財源不足に伴う財政調整基金からの繰入金を1億9,400万円、公共施設等整備基金からの繰入金を7,590万円計上しており、今後も財源不足が予想されることから、計画的な財政運営を進めていかなければならない。



歳入は、自主財源である町税が、約3億円で推移しており、平成28年度決算の歳入全体に占める割合は5.2%である。一方、地方交付税が占める割合は37.0%と、依然として大きく依存する形となっているが、平成29年度の普通交付税（図3参照）については、交付の算定に係る単位費用の減少により、平成28年度と比較して約1億2,500万円の大幅な減額となり、平成30年度の地方財政収支に関する仮試算においても、地方交付税は前年度比2.5%減と、厳しいものとなっていることから、本町の財政に大きな影響を及ぼすと懸念される。



歳出においては、財政健全化法による実質公債費比率の警戒ライン（18.0%）を大幅に下回る7.6%となっているが、経常収支比率（図4参照）については、平成28年度決算において80.1%と、前年度より4.3%増加している。今後は、大型の投資的事業の実施による地方債償還額の増加や、各指標に大きな影響を及ぼす地方交付税の動向によっては、指数・比率が上昇し、財政の硬直化が予測され、一層厳しい状況になる。



また、事務の電算化に伴う保守費用の増加や、労務単価の引上げ、高齢化等による扶助費や介護給付費等への繰出金の増大も避けられない状況にあるほか、役場庁舎の耐震化や老朽化が進行している公共施設の維持改修、近年の異常気象による災害関係経費など、必要な財源確保も財政運営上、喫緊の課題となることを再認識し、経費全体の徹底した見直しや、節減を図らなければならない。

以上の情勢から、本町の財政は、健全性を堅持しているものの、人口減少や、先行きが不透明な地方交付税の現状を踏まえると、将来的な財源不足の懸念があり、予断を許さない状況にあるが、「第5次苫前町総合振興計画」及び「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本とした、地方創生の取組と、持続可能な地域社会の構築に向けては、引き続き、各種施策を推進していく必要がある。

このことから、職員一人ひとりが、現在の財政状況を再認識するとともに、効率的で効果的な財政運営を意識のうえ、これまで以上に他課との連携・協力を一層進め「創意工夫」した予算編成に当たられたい。

Ⅲ. 予算編成における基本方針

1 一般事項

(1) 経常的経費については、引き続き、「枠配分方式」とし、各課(款)ごとの一般財源をベースとした、平成29年度当初予算計上額を予算配分枠として設定したので、各課等の長は、配分された予算枠(別紙1「平成30年度経常的経費一般財源枠配分表」と、それぞれで歳入を見込む特定財源との合算額を予算要求総額の上限として、この範囲内において歳出予算の積み上げを行うこと。

なお、経常的経費についても査定を行うので、要求額が配分枠を下回った場合であっても、予算措置が確約されるものではないことに留意されたい。

※ 昨年度まで、原油価格の変動による不安定な油類販売価格を考慮し、「燃料費」及び「電気料」については枠配分外としていたが、価格の変動が鈍化してきたことから、従前のおり枠配分内に戻したので留意願いたい。

(2) 予算の編成にあたっては、地域課題や町民の意見をしっかりと受け止め、各課のみならず横断的な連携により精査を行い、決算に係る監査意見及び議会決算審査特別委員会での意見などを十分考慮し、最大の行政効果が上がるよう努めること。

(3) 政策的経費については、諸計画に登載されているものを原則とし、より重点化すべき施策・事業を優先した、ゼロベースからの予算査定を行うので、事業内容について、行政効果・必要性・緊急性・経済性及び財政負担に留意し、関連各課と連携し、調整を行ったうえで計上すること。

2 歳入に関する事項

(1) 町税は、今後の税制改正や経済情勢の推移に十分勘案するとともに、収納対策の強化により確実な積算を行うこと。

(2) 国・道支出金は、予算編成の動向や制度改正について、関係機関と緊密な連絡を図り、遺漏のないよう的確に予算計上すること。特に補助金の削減や一般財源化の動向に注視し、利用可能な制度についての検討を行い、安易に一般財源へ振り替えることのないよう留意すること。

(3) 財産収入は、財産の現況を的確に把握し、時価に則した適正な価格による積算を行い、積極的な貸付または売却による歳入の確保に努めるとともに、未収金が生ずることのないよう十分留意すること。

(4) 諸収入は、前年度実績や関係機関などの動向を十分把握のうえ、的確に積算するとともに、助成制度の有効活用など、新たな増収策についても鋭意検討すること。

(5) 町債は、後年度負担の軽減と財政の硬直化を回避するため、真に必要と判断される事業に限定し、地方交付税措置のある有利な起債を選択すること。

3 歳出に関する事項

(1) 人件費は、各種委員報酬など、条例に定めのあるものも含め、その実態や必要性などを再検討すること。

なお、総務財政課以外において給与費等を要求する場合は、事前に総務係と協議すること。

(2) 賃金の各種作業員単価については、別紙3「平成29年度労務作業員雇用賃金表」に基づくこと。

(3) 旅費は、惰性で漫然と計上することなく用務の必要性を十分検討し、人数・回数などの抑制に努め、必要な経費のみ予算要求すること。

(4) 需用費の以下の費目については、創意工夫により徹底した経費節減に努めること。

① 燃料費は、原油価格の変動を考慮し、別紙2「予算単価表」に基づいて積算することとし、各担当課において節減に最大限努力すること。

② 電気料は、各施設等の電力使用量の実績に基づいた積算とするが、一層の節電対策を行うこと。

③ 修繕料は、施設の現状を的確に把握し、老朽の程度を勘案しつつ、真に緊急性の高いものから、計画性を持った積算を行うこと。

(5) 委託料は、業務内容の効率化や新規業者の参入を促すなど、経費削減について鋭意検討するとともに、職員自らが能力を発揮すべき業務については可能な限り、直営で対応すること。

(6) 備品購入費は、必要性を勘案の上、要求すること。

※『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を発揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、又は加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。

(7) 団体補助金等は、公益性・公平性、目的の達成度合などを長期的・多角的に検討し、関係団体との協議や関係資料の十分な分析を行い、積極的な「整理・統合・縮小」に努めたいうで、適切に積算を行うこと。

(8) 会議負担金は、必要最低限のものとし、懇親会的負担金は一切認めない。

(9) 投資的経費は、必要性や事業効果を十分に把握するとともに、維持管理を含めた後年度の財政負担などについても、より慎重に検討を行い、投資の適正化・効率化を図ること。

また、事業費の積算に当たっては、過不足が生じないように適正に見積もり、国・道補助金などの採択についても、遺漏のないよう十分調査・検討を行うこと。

(10) 維持補修費については、平成28年度に策定した「苫前町公共施設等総合管理計画」を基に、緊急性、安全性を考慮し、優先すべき事業を十分に検討した上、予算への反映を行うこと。

(11) 債務負担行為の設定は、後年度の財政負担を伴うものであり、財政硬直化の一因ともなるので、施策上、真に必要と認めるものに限り措置すること。

また、長期継続契約で対応可能なものについては、相手方と協議のうえ、できる限りの対応を行うこと。

4 特別会計に関する事項

特別会計にあっても原則的には一般会計に準ずることとするが、その会計設置の趣旨などを十分に踏まえ、独立採算の原則と財政健全化の観点から、内容を十分に精査し、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、経営改善に向けた抜本的な見直しと、事業運営の一層の効率化を図り、健全な事業運営に配慮すること。

特に公営企業会計においては、国が経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上に的確に取り組むことを推進しており、普及率の向上など積極的な歳入確保に努める必要がある。そのため、策定した「経営戦略」を基に、中・長期的な財政見通しを踏まえ、過大若しくは過小な見積とならないよう、全力で取り組むこと。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。